

経営支援部



長野県産業振興機構

NICE

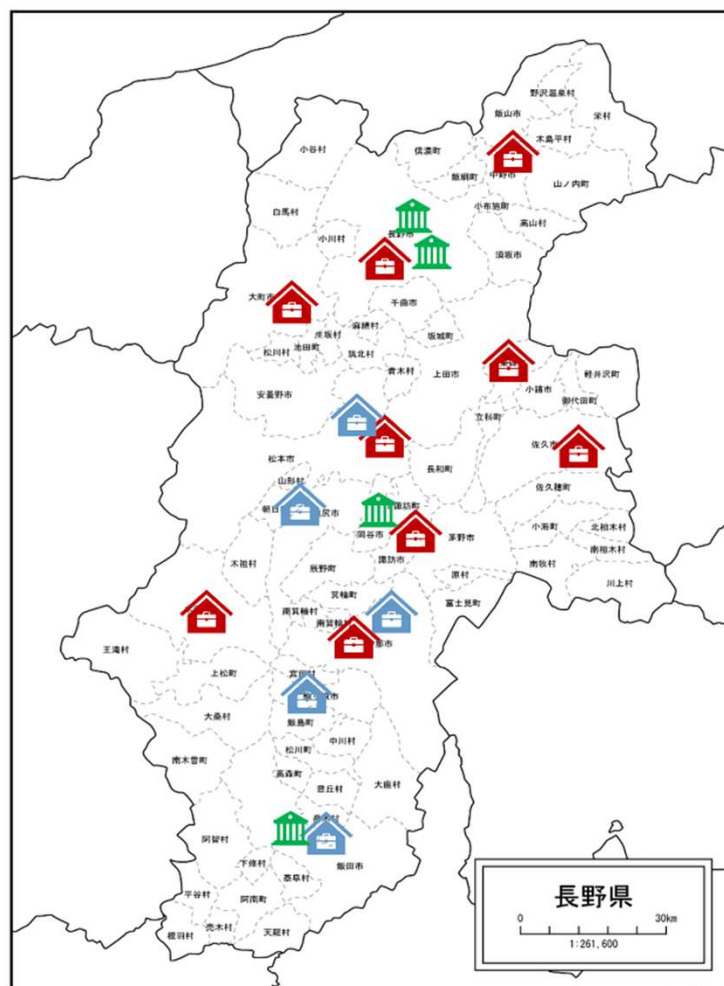
経営支援部事業のご紹介

令和6年4月

1. よろず支援拠点事業
2. 専門家派遣事業
3. 中小企業等外国出願支援事業

1. よろず支援拠点事業

- ・ 中小企業・小規模事業者からの様々な相談に応じる国の経営相談窓口
- ・ 次の県下18会場において相談窓口を設置しています。相談は無料です。



長野県産業振興機構・長野県地域振興局

【北信】

- ・ 長野地域センター（長野市）
- ・ 北信地域振興局（中野市）

【中信】

- ・ 松本地域センター（松本市）
- ・ 北アルプス地域振興局（大町市）
- ・ 木曽地域振興局（木曽町）

【東信】

- ・ 上田地域センター（上田市）
- ・ 佐久地域振興局（佐久市）

【南信】

- ・ 諏訪地域センター（諏訪市）
- ・ 伊那地域センター（伊那市）

他の公的機関施設活用

- ・ 松本サザンガク（松本市）
- ・ 飯田エスバード（飯田市）
- ・ 塩尻エンパーク（塩尻市）
- ・ 伊那商工会議所
- ・ 駒ヶ根商工会議所

金融機関（定期相談開催先）

- ・ 長野信用金庫様（長野市）
- ・ 日本政策金融公庫様（各支店）
- ・ 諏訪信用金庫様（岡谷市）
- ・ 飯田信用金庫様（飯田市）

1. よろず支援拠点事業

- 当拠点をご活用いただく際の流れは次のとおりです。
- 相談場所へ来訪いただくか、オンラインによりご相談に応じます。



STEP
1

相談の予約

電話・メールにて
相談の予約を頂き、
日時を決めます。



STEP
2

相談のヒアリング

各相談所にお越し頂
き、経営に関するお
悩みや会社の現状な
どをお聞きします。



STEP
3

具体的な解決策
を提案

各分野の専門家が、現
状と今後の環境変化を
見据えながら経営課題
に応じたアドバイスを
行います。



STEP
4

成果が出るまで
徹底的にサポー
ト

事業の進捗状況に応じ、
相談者の問題解決へ向
けてサポートします。

1. よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点には様々な知見を持つコーディネータが在籍します。
- ご相談の際は下記へご連絡ください

➤ 在籍コーディネータ・得意分野(例)

- 現役の企業経営者
- 中小企業診断士
- 特定社会保険労務士
- 弁護士
- IT、Web活用
- 資金繰り支援
- 広報・デザイン
- 飲食店メニュー開発
- 店舗改善 等

➤ 長野県よろず支援拠点連絡先

- 電話番号
026-227-5875
- E-mail
info@nagano-yorozu.go.jp
- ホームページ
<https://nagano-yorozu.go.jp/>

2. 専門家派遣事業

➤ 目的

- 専門家派遣事業は創業者や経営の向上を図る中小企業者等が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化、海外展開及びマーケティング等）に対し、中小企業者等の申請に応じて、登録された民間の専門家を企業等へ派遣し、適切な助言等を行うことにより問題の解決を図り、中小企業者等の順調な発展・成長の促進を支援することを目的とした事業です。

2. 専門家派遣事業

➤ 対象事業者（一般）

➤ 次のアからウの要件のいずれにも合致する中小企業者等です。

ア 創業及び経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。

イ 創業及び経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。

ウ 専門家派遣により支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

2. 専門家派遣事業

➤ 対象事業者（創業間もない事業者及び創業予定者向け）

➤ 次のアからオの要件のいずれにも合致する中小企業者等及び創業予定者です。

ア 経営の向上を目指す意欲があること。

イ 経営上の問題点及びその問題点解決にあたっての課題が明確であること。

ウ 専門家派遣により支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

エ 次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ・事業を営んでいなかった個人で事業を開始した日以後5年を経過していない者
- ・事業を営んでいなかった個人により設立された会社であって、個人として事業を開始した日以後5年を経過していない者
- ・中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者
- ・概ね1年以内に長野県内で創業を予定している者

オ 専門家派遣実施にあたり、県内に店舗を有する金融機関の本支店、県内商工会議所または県内商工会との連携が図られること。

2. 専門家派遣事業

➤ 対象事業者(DX枠)

- 前2区分のいずれかに該当し、かつ、次の要件のいずれにも合致する中小企業者等とします。
 - ア 管理システムのAI化、ホームページへの注文・予約システムの完全導入、ECサイトへの本格的な移行など、AIやITなどのデジタル技術を用いることで、自らの経営形態あるいは従来のビジネススタイルからの根本的な変容を目指す意欲ある中小企業者等であること。
 - イ 上記の変容に係る目的あるいは目標が明確であること。
 - ウ デジタル技術に関する知識・経験を有する専門家の派遣により支援の効果が期待できる状況と判断されること。

2. 専門家派遣事業

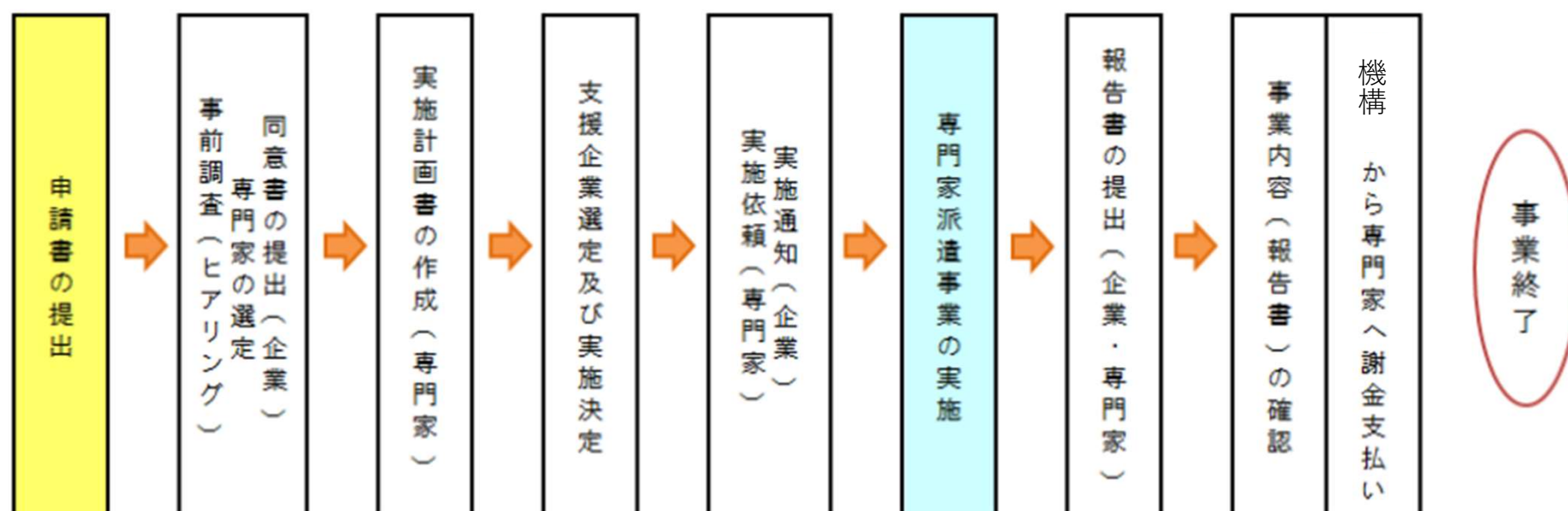
- 専門家派遣事業の申請から実施、終了までの流れは次のとおりです。

① 「専門家派遣事業申請書」を機構へ郵送にて提出

※専門家の指定がない場合は、機構が要望の内容に沿った複数の専門家を紹介

② 経営革新等の意欲、目標及び効果等を機構内部で審査（現地調査に伺います）し、適当と認められた企業に対して、専門家を派遣

③ 派遣の終了後、報告書の提出をもって終了



2. 専門家派遣事業

- ・ 専門家派遣事業の申請時期及び経費は次の通りです。

➤ 申請時期

随時受け付けています。

➤ 経費

15,000円/1単位(税抜)

※1単位2時間で、1年度内に12単位(創業5年未満および創業予定者向けは9単位)、1日3単位まで派遣可能

←最大198,000円(税込)相当(創業5年未満および創業予定者向けは148,500円(税込)相当)の専門家による支援が受けられます

※ 上記金額のうち、申請者は2分の1を負担いただきます。但し、「DX枠」の申請者の自己負担は3分の1、「創業5年未満および創業予定者向け」の申請者の自己負担はなし(無料)となります。

2. 専門家派遣事業

- HP上で、派遣を受けたい専門家の検索が可能です。
- ご相談の際は下記へご連絡ください

➤ 専門家検索ページ



登録専門家検索

対応業界(複数選択可)

- ☐ 農林水産業界
- ☐ 建設業界
- ☐ 住宅関連業界
- ☐ 化学業界
- ☐ 印刷・出版業界
- ☐ 食品・飲料業界
- ☐ 繊維・衣類業界
- ☐ 紙・パルプ業界
- ☐ 機械業界
- ☐ 窯業・土石業
- ☐ 医療・化粧品業界
- ☐ プラスチック・ゴム業界
- ☐ 鉄鋼・金属業界
- ☐ 電気・電子機器業界
- ☐ その他の製造業
- ☐ 情報・通信業界
- ☐ 運輸・倉庫業界

保有資格(複数選択可)

- ☐ 中小企業診断士
- ☐ 税理士
- ☐ 公認会計士
- ☐ (特定)社会保険労務士
- ☐ 建築士
- ☐ 弁理士
- ☐ 司法書士
- ☐ 行政書士
- ☐ 弁護士
- ☐ 販売士
- ☐ 情報処理技術者
- ☐ 技術士
- ☐ ISO審査員(補)
- ☐ HACCP専門講師

地域

➤ 専門家派遣事業連絡先

- 電話番号

026-227-5028

- E-mail

haken@nice-o.or.jp

- 専門家派遣ホームページ

<https://www.nice-o.or.jp/support/support-2520/>

3. 中小企業等外国出願支援事業

- 県内中小企業者等の外国出願に要する費用を助成します。
- 主な要件は次のとおりです。

1 事業概要

- 優れた技術や製品等を有し、それらを海外において戦略的に広く活用しようとする長野県内中小企業者等に対し、外国への特許出願等を支援するため、次の条件に該当する外国出願に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象者

- 長野県内に主たる事業所を有する中小企業者等

本内容は令和5年度の募集内容です。令和6年度については、公募開始後に当機構のHPからご確認ください

3. 中小企業等外国出願支援事業

- ・ 県内中小企業者等の外国出願に要する費用を助成します。
- ・ 主な要件は次のとおりです。

3 補助対象となる特許出願等

- ・ 外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願が対象
- ・ 外国特許庁への出願に要した経費を補助。日本国特許庁へのPCT出願や、日本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願(国際商標登録出願)で、受理官庁や本国官庁への必要な手数料、日本国特許庁に支払う経費は対象外
- ・ 申請書提出段階において、日本国特許庁に特許(PCT出願を含む)、実用新案、意匠、商標出願をしていることが条件。日本国特許庁に出願していない場合は、内容が類似のものであっても対象となりません。

本内容は令和5年度の募集内容です。令和6年度については、公募開始後に当機構のHPからご確認ください

3. 中小企業等外国出願支援事業

- ・ 県内中小企業者等の外国出願に要する費用を助成します。
- ・ 主要要件は次のとおりです。

4 補助額等

項目	内容
補助対象経費	(1)外国特許庁への出願経費 (2)現地及び国内代理人経費 (3)翻訳経費
補助率	補助対象経費の1/2以内
1出願補助上限額	特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標30万円
1企業補助総額	300万円（同一企業で複数案件利用が可）
優先採択	以下の者については、審査で加点し、優先的採択を図ります。 (1)長野県ものづくり産業振興戦略プラン(平成30年3月策定)において、次世代成長分野として掲げている「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」分野に関連する特許・意匠・実用新案等の申請者 (2)外国出願支援事業補助金(ジェトロへの出願も含む)の新規利用者(平成26年度以降の利用がない者)あるいは申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明する中小企業

本内容は令和5年度の募集内容です。令和6年度については、公募開始後に当機構のHPからご確認ください

ご清聴ありがとうございました

【お問合せ先】

公益財団法人長野県産業振興機構

経営支援本部 経営支援部

TEL:026-227-5028 E-mail:keieishien@nice-o.or.jp